

デフォルトファンドを設定する際の手続に係る 企業型年金承認基準の改正内容

平成20年6月
厚生労働省年金局

デフォルトファンドに関する規定の審査要領として、以下の項目を追加。

- ① 加入者等から運用指図がない場合、運用指図が行われるまでの間、あらかじめ定められた運用方法（いわゆるデフォルトファンド）により運用を行うことが、企業型年金規約に定められていること（従来と同様の取扱い）。
- ② デフォルトファンドとして元本確保型の運用方法以外の運用方法を設定する場合には、次の事項が企業型年金規約に定められていること。
 - ア 事業主又は運営管理機関は、加入者等に対し、あらかじめ定められた運用方法による運用を開始する前に、加入者等から運用指図がない場合、運用指図が行われるまでの間、あらかじめ定められた運用方法により運用を行うこと及び当該運用方法に係る具体的な金融商品の情報について説明すること。
 - イ 当該説明に関する書類を交付すること又は当該説明に関する電磁的方法による情報提供を行うこと。
- ③ あらかじめ定められた運用方法により運用を行っている者に対し、運用指図を行うことができる期日について、定期的に説明するものであること。

※ ①及び③については、元本確保型の運用方法であるか否かを問わず、必須。

改正案

現行

○ 確定拠出年金の企業型年金に係る規約の承認基準等について
(別紙1) 承認要件等

○ 確定拠出年金の企業型年金に係る規約の承認基準等について
(別紙1) 承認要件等

規約記載事項	規約承認事項	審査要領
<p>一～七 (略)</p> <p>八 運用方法の提示及び運用指図に関する事項</p>	<p>(1) 提示される運用方法の数又は種類について法第二十三条第一項の規定に反しないこと (略)</p> <p>(2) 運営管理機関は、あらかじめ事業主との間で次の内容の契約を締結しなければならない (略)</p> <p>(3) 企業型年金加入者及び企業型年金運用</p>	<p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p>

	<p>指図者(以下「企業型年金加入者等」という。)による運用の指図は、少なくとも三月に一回、行い得るものであること。</p> <p>(4) 個人別管理資産の運用の指図のない状態を回復する方法として加入者等からの運用の指図が行われるまでの間において運用を行うためのあらかじめ定められた運用方法を設定する場合に</p>	<p>加入者等から運用の指図がない場合、運用の指図が行われるまでの間、あらかじめ定められた運用方法により運用を行うこととが規約に定められていること。</p> <p>当該運用方法として元本確保型の運用方法以外の運用方法を設定する場合には、次の事項が規約に定められていること。</p> <p>① 事業主又は運営管理機関は、加入者等に対し、あらかじめ定められた運用方法による運用を開始する前に、加入者等から運用の指図がない場合、</p>
	<p>指図者(以下「企業型年金加入者等」という。)による運用の指図は、少なくとも三月に一回、行い得るものであること。</p>	

	<p>は、規約にその旨を定めてい</p>	<p>適用の指図が行われるまでの間、あらかじめ定められた適用方法により適用を行うこと及び当該適用方法に係る具体的な金融商品の情報について説明を行うこと。</p> <p>②当該説明に関する書類を交付すること又は当該説明に関する電磁的方法による情報提供を行うこと。</p> <p>・ 株式会社又は適格管理機関は、あらかじめ定められた適用方法により適用を行っている者に対し、適用の指図を行うことができる期間(以下「定期的」)に説明するものとする。</p>			
--	----------------------	--	--	--	--